

始良市農業委員会総会議事録（令和3年12月）

1. 開催日時 令和3年12月27日（月） 午後1時～午後2時30分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 3 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6 号 非農地証明願について
9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（貸付 希望）について

- 10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（買受・借受 希望）について
- 11. 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 12. 農地あっせんの経過報告
- 13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長
農政課課長補佐兼始良農林水産係長

		始良市農業委員会総会議事録（令和３年１２月） （大会議室に農業委員着席）
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長		ただいまから、令和３年度 第９回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
		————— 会務報告 —————
議 長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	資料により説明。
		————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長		議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、９番農業委員、１０番農業委員にお願いいたします。
		————— 会議書記の指名 —————
議 長		つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— 次に、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 2 5 番までについて、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 1 2 月 2 7 日、契約の始期は令和 4 年 1 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、3 年間が 4 件、4 年間が 1 件、5 年間が 9 件、7 年間が 1 件、1 0 年間が 1 0 件で、合計 2 5 件となっております。面積につきましては、合計 4 5, 4 9 5 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 2 5 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質問、意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 2 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 2 5 番までについては、原案のとおり決定いたしました。
--	---

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	議案第 2 号 次に、日程第 4 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 6 番までについて説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、7 ページから 8 ページでございます。今月の申請件数は、6 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 6 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在ですが、住吉字早馬〇〇番 田、字塚田〇〇番 田、字元日田〇〇番 田、字元日田〇〇番〇 田、字立神〇〇番 田、字立神〇〇番 田、永瀬字宮原〇〇番 田、字宮原〇〇番 田、字宮原〇〇番 田、9 筆の合計面積が 9, 4 7 3 m²となります。 以上で、1 番の説明を終わります。 ただいまの説明の 1 番に関連して、1 0 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。1 0 番推進委員です。調査報告をいたします。 令和 3 年 1 2 月 1 7 日、譲受人の農業倉庫を訪問して聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、親子間の贈与による所有権移転であります。譲渡人は高齢ということで、所有権を息子に譲りたいということでした。機械等は、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、防除機 1 台、軽トラック 1 台あり、問題ありません。労働力は、家族で行い、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1 番の報告を終わります。 次の、2 番について事務局の説明を求めます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町下久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字樋之口〇〇番 畑、1 筆の 2 2 1 m²となります。 以上で、2 番の説明を終わります。
---	---

議 長	の〇〇他 1 名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字瀬戸口〇〇番〇 畑、1 筆の面積が 1, 9 7 4 m²となります。報告は、3 番推進委員であります。本日出席できないため、8 番農業委員に報告していただきます。 以上で、4 番の説明を終わります。 ただいまの説明の 4 番に関連して、8 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8 番農業委員です。それでは、今回調査をいたしました 3 番推進委員の代理として、8 番農業委員から報告をいたします。 令和 3 年 1 2 月 1 5 日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査した結果であります。申請地は、親の代より管理を譲渡人から任されて、牛舎と残りの敷地は家庭菜園用の畑として利用していたということです。現在譲受人は、畜産はしておらず、牛舎は農機具倉庫として利用し、残りは畑として耕作されています。機械等は、トラクター 1 台、草払機 1 台、軽トラック 1 台あり、問題ありません。労働力は、譲受人夫婦の 2 名です。 よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、4 番の報告を終わります。
議 長	次の、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5 番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町白男在住の〇〇。譲渡人 中津野在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字宮田〇〇番 田、1 筆の面積が 9 5 2 m²となります。こちらは、畑として利用したいとのことで、議案第 5 号の 2 番に農地の利用目的変更願が申請してあります。 以上で、5 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 5 番に関連して、1 0 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 0 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和 3 年 1 2 月 2 0 日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、兄弟間の贈与による所有権移転であります。機械等は、トラクター 1 台、管理機 1 台、耕運機 1 台、刈払機 3 台、軽トラック 1 台あり、問題ありません。労働力は、本人のみであります。 よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、5 番の報告を終わります。

議 長		次の、6 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、6 番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字馬場迫〇〇番〇 田の一部、1, 0 1 9 m²のうち8 1 1 m²となります。なお、申請地を樹園地として利用するとのことで、議案第5号の3番で、農地の利用目的変更願が申請されております。 以上で、6 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の6 番に関連して、9 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。9 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年1 2月2 0日、譲受人宅を訪問して、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、申請地にブルーベリーを植えて、管理したいとのことでした。機械等は、耕運機を保有されております。労働力は、妻もあり、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で、6 番の報告を終わります。
議 長		これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から6 番までについて一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1 番から6 番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1 番から6 番までについては、原案のとおり決定いたしました。
 議案第3号 		

議 長	次に、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、9ページです。今月の件数につきましては、1件です。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が船津在住の〇〇、変更後が松原町在住の〇〇。土地の所在が、船津字城ヶ崎〇〇番〇 畑、1筆の面積が420㎡です。当初の転用目的は、一般住宅で、平成27年8月26日に5条許可がなされています。申請地に、息子の住宅を建築する予定でありましたが、息子が別の場所に建築したため、事業実施が困難となっ田とのことです。変更後の目的は一般住宅 1棟 96.00㎡で、理由としましては、借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、議案第4号の5番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、15番農業委員に、議案第4号、農地法第5条の規定による処分決定についての5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、船津温泉から、北に約40mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]

議 長	賛成多数により、議案第3号 農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	議案第4号 次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から13番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、10ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、13件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 熊本県玉名市の合同会社〇〇 代表社員 〇〇。譲渡人 鳥取県米子市在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町漆字兎田〇〇番 田、1筆の面積が1,306㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、日当たりが良いため、太陽光発電所設置を決めたとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい。7番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、漆小学校から、北に約450mの位置です。被害防除現況としまして、東が山林、西が県道、南が宅地と畑、北が田です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在は、平松字水流〇〇番〇 田、字水流〇〇番〇 田、2筆の合計面積が538㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由としましては、有料老人ホームの駐車場として利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、上水流公民館から、南西に約230mの位置です。被害防除現況としまして、東が田、西が宅地、南が雑種地、北が転用許可地です。申請実現の確実性といましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 蒲生町北の〇〇。譲渡人 西始良在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町北字高丸〇〇番〇 畑、1筆の面積が266㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場・資材置場で、理由としましては、隣接地にある事務所の駐車場・資材置場として利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、蒲生分遣所から、北に約430mの位

議 長	置です。被害防除の現況は、東が原野と里道、西が宅地、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。
議 長	以上で、報告を終わります。 次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県川崎市在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字西道丁原〇〇番〇畑、1筆の面積が46㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、看板用地で、理由としましては、交通量も多く宣伝効果が期待できるとのことでございます。資金については、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から、南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西も市道、南が墓地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在は、船津字城ヶ崎〇〇番〇畑、1筆の面積が420㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 96.00㎡で、理由としましては、現在借家住まいのため、一般住宅を建築するということでございます。資金については、融資で、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。

議 長 事務局	以上で、説明を終わります。 本案件につきましては、議案第3号の1番で、15番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 増田在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字一町畠〇〇番〇 畑、1筆の面積が259㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 89.43㎡で、理由としましては、借家住まいのため、一般住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、船津公園から、西に約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字中渡口〇〇番 田、1筆の面積が1,026㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、住宅需要が見込まれるため、宅地造成（2区画）をしたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、十日町公民館から、南東に約370mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が田、南が市道、北が鉄道用地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。こちらにつきましては、利用権設定がありましたが、合意解約がなされております。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、池島町〇〇番〇 畑、1筆の面積が188㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 63.76㎡で、理由としましては、自己住宅を建築して、生活の安定を図りたいとのことでございます。資金のほうは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、池島公園から、南西に約50mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。

	譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県平塚市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字上水流〇〇番 田、1筆の面積が2, 039㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由のほうにつきましては、宅地造成（9区画）をして、住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図りたいとのございます。資金につきましては、自己資金で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、上水流公民館から、南東に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が雑種地、南が市道、北も市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、10番について事務局の説明を求めます。 それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇他1名。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字西道丁原〇〇番〇 畑の一部、694㎡のうち307㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 141.39㎡で、理由につきましては、借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのございます。こちらは、自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、次の11番とも関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、東公

議 長	民館から、北に約200mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が転用申請地、南も転用申請地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、11番について事務局の説明を求めます。 それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字西道丁原〇〇番〇 畑の一部、694㎡のうち351㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 69.56㎡で、理由につきましては、借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、東公民館から、北に約200mの位置です。被害防除現況ですが、東が転用申請地、西が畑、南も畑、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 大阪府大阪市西区在住の〇〇です。土地の所在が、住吉字櫻木〇〇番〇 田、字櫻木〇〇番 田、2筆の合計面積が1,598㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、住宅兼事務所 1棟 138.00㎡で、理由につきましては、住宅兼事務所を建築したいとのごことでございます。こちらは、自己資金と融資で対応

議 長	し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）540.00㎡と一体利用で、全事業面積が2,138.00㎡です。こちらは、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、住吉公民館の隣接地です。被害防除現況ですが、東が里道、西が市道、南が宅地、北が宅地と原野です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明と融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市在住の〇〇。譲渡人 加治木町日木山在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町日木山字龍口〇〇番 田の一部、字龍口〇〇番〇 田、字龍口〇〇番〇 田の一部、字龍口〇〇番〇 田の一部、1,492㎡のうち298.86㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟 84.46㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、自宅を建築して永住するとのことでございます。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。4番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、日木山団地公民館から、東に約20mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、西が私道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性ですが、

議 長	融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
委 員	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から13番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	[挙 手]
委 員	9番推進委員。
議 長	はい。9番推進委員です。 2番について質問いたします。2番の申請地の横を私が耕作しております。境界立ち合いの際に、側溝が小さいので、雨水等が農道から隣地に流れる可能性があるので、農道側にグレーチングを入れて、水を落としてくださいと言ったら、「わかりました。持ち帰り修正いたします」とのことでしたが、添付資料の図面には何もないようです。地主の要望が入っていないようです。どのように、対応されるのですか。以前の開発の時も、同様なことがありました。
議 長	ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)
事務局	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 事務局、回答をお願いします。 お答えします。9番推進委員と図面を見ながら確認をいたしました。参考資料の11ページに計画図面があります。側溝が20センチぐらいで、水の処理ができないことが予想されます。やはり、排水対策が必要です。12番農業委員の報告では、条件及び特記事項はありませんとなっておりますが、グレーチングを複数枚設置して、隣接農地に影響がないように条件をつけることにいたします。
議 長	9番推進委員。よろしいですか。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに質疑はありませんか。

議 長	委 員 [質疑・意見なし] それでは、お諮りいたします。 議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から１３番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１番から１３番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、１２番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。
	————— 議案第５号 —————
議 長	次に、日程第７ 議案第５号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 １番から３番までについて説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、議案第５号 農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、１４ページです。今月の申請につきましては、３件となっております。参考資料につきましては、５３ページから６２ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、１番を説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、西餅田字下川原〇〇番〇 田、１筆の面積が２，１３６㎡です。申請地につきましては、第３種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、農機具の乗り入れが困難なため、盛土をして畑としてカンショ等を栽培したいとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の１番に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 はい。１２番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第３種農地です。申請地の位置ですが、荒武整形外科クリニックから、南に約３０ｍの位置です。被害防除の現況ですが、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自家利用の家庭菜園として、カライモ等を栽培するため、確実であります。

議 長	事務局	条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。 次に、2番について事務局の説明を求めます。 それでは、2番を説明いたします。申請人は蒲生町白男在住の〇〇、所有者は中津野在住の〇〇でございます。土地の所在は、蒲生町白男字宮田〇〇番 田、1筆の面積が952㎡です。申請地につきましては、第2種農地です。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、申請地を贈与で取得することになったが、水田用の農機具が揃っていないため、畑として利用したいとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	委 員	ただいまの説明の2番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。8番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、中福良公民館から、東に約330mの位置です。秘儀防除の現況ですが、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自宅の隣接地であり営農計画書もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	事務局	次に、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番を説明いたします。申請人は蒲生町久末在住の〇〇、所有者は船津在住の〇〇でございます。土地の所在は、船津字馬場迫〇〇番〇 田の一部、1,019㎡のうち811㎡です。申請地につきましては、第2種農地です。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、用水の確保が困難になったため、畑にして果樹を植えて、樹園地にしたいとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	委 員	ただいまの説明の3番に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、船津公民館から、南東に約270mの位置です。被害防除の現況ですが、東が里道、西が市道、南が転用許可地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、ミカ

議 長	ン、ブルーベリーを栽培して、無人販売するため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。 それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員
議 長	[挙 手]
	18番農業委員。
	はい。18番農業委員です。 3番について質問いたします。3条申請をして、畑転換ということですが、転用目的ということではないですよね。
議 長	事務局。どうですか。
	お答えします。申請の際に、確認をしております。畑として、耕作されとのことでした。
議 長	18番農業委員。よろしいですか。
	委 員
議 長	わかりました。
	ほかに質疑はありませんか。
	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から3番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員
議 長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番から3番までについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 事務局	次に、日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。 それでは 議案第6号 非農地証明願について、ご説明します。総会資料は、15 ページです。今月の件数につきましては、1 件です。 それでは1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、鹿児島市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、船津字二俣〇〇番〇 田、1 筆の面積が62㎡です。申請地につきましては、第2種農地です。現況は宅地で、昭和54年10月1日より建物を建築して利用しているとのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の1 番に関連して、15 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。15 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、船津公園から、南西に約300mの位置です。現況としまして、申請のとおり宅地で、宅地となってから42年程度経っていると認められます。周囲の現況は、東が田、西が農道、南が宅地、北が田です。非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 委 員	これより、議案第6号 非農地証明願の1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第6号、非農地証明願の1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号 非農地証明願の1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ————— 議案第7号 —————

議 長		次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出（貸付 希望）についてを議題に供します。 1 番から2 番までについて、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号 農地あっせん申出（貸付 希望）について、ご説明いたします。総会資料は、16 ページです。今月の申請につきましては、貸付2 件となっております。参考資料につきましては、66 ページから67 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が、北山字石ケ迫〇〇番〇 田、1 筆の面積が1, 975 m²です。希望小作料は、総額収3 俵、希望貸付期間は、農業委員会に一任ということです。 以上で、1 番の説明を終わります。 次に、2 番の説明をいたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、三拾町在住の〇〇、土地の所在が、三拾町字馬渡〇〇番 田、1 筆の面積が355 m²です。希望小作料は無償ですが、もし買受希望者がいた場合は、価格等は農業委員会に一任とのことです。希望貸付期間は、農業委員会に一任ということです。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長		事務局の説明が終わりました。議案第7号、農地あっせん申出（貸付 希望）の1 番から2 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		14 番農業委員。
	委 員	はい。14 番農業委員です。 1 番ですが、総会資料を頂いてから現地を確認しました。水が出るため、溜枡を作ってもらいまして、次の耕作者が見つかっております。
議 長		事務局。よろしいですか。
	事務局	わかりました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。

議 長 委 員	議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)の2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)の2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案7号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長 委 員	「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号 農地あっせん申出(貸付 希望)についての、 2番については、15番農業委員に、 お願いしたいと思います。
議 長 委 員	「はい」 それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願いいたします。
議 長 事務局	議案第8号 次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(買受・借受 希望)についてを議題に供します。 1番から4番までについて事務局の説明を求めます。 それでは、議案第8号 農地あっせん申出(買受・借受 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、17ページです。今月の申請につきましては、買受1件、借受3件となっております。参考資料につきましては、68ページから73ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、買受で、現在借りている牛舎から移転を計画しておられます。申請者は、中津野在住の〇〇、希望地目が田と畑で、希望面積が3,000㎡です。希望譲受地区は、中野地区周辺です。希望譲受価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、1番の説明を終わります。

議 長	次に、2番を説明いたします。 内容につきましては、借受で、水稻・飼料を作付けする予定です。申請者は、1番と同じく中津野在住の〇〇、希望地目が田で、希望面積が5,000㎡です。希望借受地区は、中津野地区周辺です。希望借受期間は、農業委員会に一任とのことです。希望小作料は、始良市の平均(10,700円/10a)を希望されています。 以上で、2番の説明を終わります。 次に、3番を説明いたします。 内容につきましては、借受で、申請者は、西始良在住の〇〇、希望地目が田と畑で、希望面積が2,000㎡です。希望借受地区は、中津野地区です。希望借受期間は、10年です。希望小作料は、農業委員会に一任とのことです。 以上で、3番の説明を終わります。 次に、4番を説明いたします。 内容につきましては、借受で、水稻を作付け予定です。申請者は、加治木町木田在住の〇〇、希望地目が田で、希望面積が2,000㎡です。希望借受地区は、加治木町木田地区です。希望借受期間は、農業委員会に一任とのことです。希望小作料は、始良市の平均(10,700円/10a)を希望されています。 以上で、4番の説明を終わります。
委 員	[挙 手]
議 長	8番農業委員。
委 員	はい。8番農業委員です。 4番についてですが、木田地区には貸し付ける農地については、余裕がありません。人・農地プランでも、中心経営体に優先的に農地を割り振っております。これが方針であります。事務局としては、申請を受けざるを得ないことは理解しております。
議 長	事務局。どうですか。
事務局	人・農地プランには、中心経営体が登録されております。新規に農業をやりたい方もあるかと思います。そういう方を、話し合いの中で、育成していただきたいと考えております。
議 長	8番農業委員。よろしいですか

議 長	委 員	主旨はよくわかりました。 木田地区の現状は、理解していただきたい。
		ほかに質疑はありませんか。
議 長	委 員	[挙 手]
		1 2 番推進委員。
議 長	委 員	はい。1 2 番推進委員です。 1 番の畜産農家の現地は、私があっせんしております。牛舎の移転場所については、思いつく場所がありません。情報等ありましたら、是非教えてください。
		ほかに質疑はありませんか。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。 議案第 8 号 農地あっせん申出(買受・借受 希望)の 1 番から 4 番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第 8 号 農地あっせん申出(買受・借受 希望)の 1 番から 4 番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案 8 号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員	「意見なし」
		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 8 号 農地あっせん申出(買受・借受 希望)についての、 1 番については、1 5 番農業委員、1 1 番推進委員、 1 2 番推進委員に、 2 番については、1 2 番推進委員に

	3 番についても、1 2 番推進委員に、 4 番については、8 番農業委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。
議 長	委 員 「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
	————— 議案第 9 号 —————
議 長	次に、日程第 1 1 議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第 1 号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 それでは、総会資料の 1 8 ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和 3 年 1 2 月 3 1 日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、1 9 ページからの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 満 蘭 秀彦 です。本案件は、利用権設定開始日令和 3 年 1 2 月 3 1 日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の 1 9 ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、A to A の 5 件で、申請面積は 4, 4 7 6 m²です。設定する権利別は、使用貸借となっております。期間別は、全て 1 0 年となっております。 今回の設定地域は、大字別で、蒲生町下久徳地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。
議 長	それでは、利用権設定開始日 令和 3 年 1 2 月 3 1 日 各筆 1 番から 5 番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員	「質疑・意見なし」
議 長	委 員	それでは、お諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月31日 各筆1番から5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年12月31日 各筆1番から5番までについて、原案のとおり決定いたしました。 ————— 農地あっせんの経過報告 ————— 次に、日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 3ページの28番の借受希望の〇〇さんですが、今月の議案第1号の7番で利用権設定（458㎡）がなされ、借受総計面積が3,825㎡となっております。あと3,000㎡程度規模拡大したいとのことです。そこに、野菜等の10a程のハウスを建てたいので、まとまった農地が欲しいとのことでした。 4ページの43番の売渡希望の〇〇さんですが、今月の議案第1号の15番で、利用権設定（2筆 4,435㎡）がなされております。まだ、4筆残っていますので、継続となります。 以上で報告を終わります。 委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。 [挙 手] 9番農業委員。 はい。9番農業委員です。 農地あっせん経過報告の3ページの29番借受希望の〇〇さんですが、本人の希望で取り下げてくださいとのことでした。加治木の小山田地区で、1反5畝程耕作されております。 ほかに、何かありませんか。

議 長	委 員	[質問・意見なし]
		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議 長		次に日程第１３、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。１２月は４件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約１２月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		次に日程第１４、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		１０番農業委員。
	委 員	はい。１０番農業委員です。 農業者年金・農業新聞購読加入推進グループから、ご報告いたします。 先日、鹿児島県農業会議所より、購読推進活動の実績についての通知がありました。 お手元の資料「令和３年 全国農業新聞 鹿児島県 優秀農業委員会表彰について」をご覧ください。 今回、始良市農業委員会は、新規購読の部と純増の部門で４位、新規購読普及の部門で７位という成績をおさめることができました。皆様のご協力のおかげです。ありがとうございました。今後提出される購読申込書は、来年度の実績となりますので、今後ともご協力のほど、よろし

議 長 委 員	くお願いします。 以上で報告を終わります。 ほかに、何かありませんか。 [発言なし]
議 長 事務局	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。 ○ 鹿児島県農業委員会大会（令和４年２月１日）について ○ 農林政座談会について
議 長 事務局長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和３年度 第９回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 [閉会] 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
